

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります。

森林環境税とは

国内に住所のある個人に対して課税される**国税**で、令和6年度から**個人市民税・県民税均等割**と併せて1人年額1,000円を市が賦課徴収するものです。その税収の全額が、国から森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与され、森林整備や木材利用促進等に活用されます。

市民税・県民税の均等割額及び森林環境税額の内訳

令和5年度まで	令和6年度以降
<ul style="list-style-type: none"> ・市民税 <u>3,500円</u> (復興特別税 500円を含む。) ・県民税 <u>2,000円</u> (復興特別税 500円とあいち森と緑づくり税 500円を含む。) <p style="text-align: right;">計 <u>5,500円</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税 <u>3,000円</u> ・県民税 <u>1,500円</u> (あいち森と緑づくり税 500円を含む。) ・森林環境税 1,000円【新規】 <p style="text-align: right;">計 <u>5,500円</u></p>
※復興特別税は、令和5年度で終了。	



次の基準に該当する方は、森林環境税が**非課税**となります。

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている方
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- (3) 前年の合計所得金額が次の金額以下の方

扶養親族の数	森林環境税 (給与収入の目安)	【参考】市民税・県民税 (給与収入の目安)
0人	415,000円以下 (965,000円)	420,000円以下 (970,000円)
1人	919,000円以下 (1,469,000円)	929,000円以下 (1,479,000円)
2人	1,234,000円以下 (1,879,999円)	1,249,000円以下 (1,899,999円)
3人	1,549,000円以下 (2,327,999円)	1,569,000円以下 (2,355,999円)

<扶養親族等がいる場合の計算式>

森林環境税

31.5万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 28万9千円

市民税・県民税

32万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 28万9千円



※東海市では、**森林環境税と市民税・県民税で非課税基準が異なります**ので、ご注意ください。

森林環境税はなぜ必要？

日本は、国土面積の約7割を森林が占め、世界の先進国の中でも有数の森林大国です。森林には、国土の保全、水源の維持、地球温暖化防止、生物多様性の保全等の公益的機能がありますが、近年、林業の担い手不足、所有者や境界の不明な土地により経営管理や整備に支障をきたしています。森林の機能を十分に発揮させるため、各地方団体による間伐等の適切な森林整備が課題となっています。

このような現状を踏まえ、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

なお、森林整備は緊急の課題であることから、森林環境譲与税は国庫からの交付金を原資として、令和元年度から譲与が開始されています。



森林環境譲与税の使いみち



東海市では、森林環境譲与税を活用し、小中学校木祖村木材製品購入事業として、長野県木祖村産ヒノキ材を使用した下駄箱を購入し、**老朽化した市内小中学校の下駄箱を計画的に更新**しています。



制度や仕組みについて詳しく知りたい方へ



森林環境税・森林環境譲与税の仕組みについてはこちら
(林野庁ホームページ)



森林環境税譲与税の用途についてはこちら
(東海市ホームページ)



あいち森と緑づくり税についてはこちら
(愛知県ホームページ)

